

# 水野介護老人保健施設 所定疾患施設療養費(I)の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費(I)の算定状況について公表します

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	2	1	1	1	2	2	0	0	2	2	0	0	13
	日数	8	7	4	7	10	12	0	0	6	10	0	0	64
尿路感染症	件数	1	1	0	2	6	0	1	1	1	3	0	4	20
	日数	1	5	0	13	32	0	7	5	5	13	0	22	103
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	件数	3	2	1	3	8	2	1	1	3	5	0	4	33
	日数	9	12	4	20	42	12	7	5	11	23	0	22	167

## 算定条件

1.対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・蜂窩織炎

2.上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。

また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

3.診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

5.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

## 主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。